

## 玄米及び精米品質表示基準の見直しの論点整理について

### 1 品位の表示に関する論点について

一般消費者に販売される精米における「ふるい下米」（原料玄米）の表示及び「砕粒」の表示について

「ふるい下米」及び「砕粒」については、平成22年10月のパブリックコメントにおける意見として、

- ① 相当のふるい下米が流通していて、それが品質や食味の低下を招いているのではないか。
- ② 全生産量の中でくず米を使った粗悪品が出ていて、これに表示がないことが問題である。
- ③ 平時においては主食用の米には整粒のみを使用し、ふるい下米の混米を禁止すべきではないか。

などがあった。

このことから、精米の品質や食味に影響を及ぼすと考えられる「ふるい下米」及び「砕粒」について検討することとした。

その際、「ふるい下米」、「砕粒」の定義について、各関係者の共通認識の下で検討することが重要である。

#### (1) 「ふるい下米」について

各産地で玄米の選別の際にしようされているふるい目は、米の販売戦略や品種によって異なっており、1.7mm～2.0mm（最も多いのは1.8mm～1.9mm）の範囲のものが使用されている。

このような中で、「ふるい下米」のうち主食用として取り扱われる玄米（概ねふるい目1.85mm下～1.7mm上のもの）は、「中米」と呼ばれているが、その流通量は主食全米穀の収穫量の3～4%に当たり、30～40万トンと推定されている。

また、「ふるい下米」のうち、ふるい目1.7mm下の玄米は、農林水産省の主食用米穀の統計では把握されておらず、当庁で行なったヒアリング調査では、加工食品の原料用として流通していると聞き取っている。

#### (2) 「砕粒」について

「砕粒」については、玄米をとう精する過程で生じるものであり、大きさが完全粒の3分の2から4分の1までの粒をいう。ふるいによる選別後の玄米についても、とう精により一定程度発生する。

現行の「玄米及び精米品質表示基準」が施行される以前は、「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(食糧法)」に基づき、登録販売業者に対し、「品位基準」に適合するものを販売させていた。

さらに、「精米表示基準」により以下のような表示を義務付けていた。

- ① 産地・品種・産年の表示
- ② 農産物検査法による検査を受けていないものについては「未検査米」と記載
- ③ 外国産を原料とした場合は、その国名及び割合を記載

平成13年4月1日、一般消費者向けの商品について、玄米及び精米品質表示基準が適用されたが、米の価格競争が激化する中で、低価格に対応するため品質の劣る米を混入した米の流通が増加した。その後、「精米表示基準」が廃止され、現在は、業界団体、消費者団体、関係者等が協議し「米穀の品質表示ガイドライン」を作成し、業界全体で精米の品質向上の取り組みを実施している。

今回、当庁が行なった「砕粒等に関する市販品実態調査」からは、一部、「米穀の品質表示ガイドライン」の基準を超える米が流通していることがわかった。

### (3) ヒアリング実態調査での意見

#### 《肯定的意見》

#### 「ふるい下米」に関する意見

##### 【ふるい下米の流通が品質・食味の低下を招いている】

- ・ 現在の「玄米及び精米品質表示基準」においては、いわゆる「ふるい下米」の使用にかかる表示義務がない。このため、相当量のふるい下米が玄米及び精米の原料として流通しているものと想定され、品質・食味の低下を招いている。また、「ふるい下米」の使用実態を明確化することは、消費者選択の一助となる。したがって、ふるい下米使用の場合にその旨及び使用率の表示を義務化すべきである。(事業者団体)
- ・ 複数原料米には「ふるい下米」が混入される場合が相当多くありますが、現行のJAS法精米表示基準にはふるい下米に関する規定がないため、混米が野放しになっています。ふるい下米は農産物検査で規格外以下に相当する品位のコメであり、消費者にとっては食味の劣るふるい下米が商品に混米されても外観から判別することが不可能など多くの問題を抱えています。(消費者団体)
- ・ 品質の悪い米が知らないところでブレンドされ、消費者にわからないことが問題であり、ブレンドされていることを何かしら表示すべきと考える。情報提供された上で、消費者は商品選択をしたい。(消費者団体)

##### 【ふるい下米の表示よりも品位に関する表示が必要】

- ・ ふるい下米使用の表示などに関する要望があるのは、現行の玄米及び精米品質表示基準において精米それ自体の品位に関する表示(情報)がないことが原因であると考えます。したがって、例えば、JAS法に基づく精米の品位基準を設定し、その基準を満たすものについてはその旨の表示を認める等の措置がとられれば、低品位の精米との区別が可能になり、消費者の適切な商品選択に資することになると考えます。(登録検査機関)
- ・ 消費者の商品選択に資する表示情報としては、原料米穀の品位・品質情報ではなく、商品である米穀そのものの品質情報を提供すべきであり、「その商品の品位が一定の基準に達しない場合にその旨の表示を義務化する」ことを提案する。(事

業者団体)

## 「砕粒」に関する意見

### 【砕粒の表示は必要】

- ・ 品質の悪い米が知らないところでブレンドされ、消費者にわからないことが問題であり、ブレンドされていることを何かしら表示すべきと考える。情報提供された上で、消費者は商品選択をしたい。(消費者団体)

### 【砕粒の表示は1%から必要】

- ・ 砕米の含有率は、1%からで表示した方がよい。私自身はできるだけ0にしたい。(事業者)

### 【食味との関連あり】

- ・ 砕米は、食味に影響するので入っていないほうがよいと思う。仮に納入先から低価格米の要望があった場合は、未検査米や規格外の米を合わせて使えば安くできる。砕米を混入して価格を抑えるような方法はとらない。(事業者)

## 《否定的意見》

## 「ふるい下米」に関する意見

### 【表示の実効性確保が極めて困難】

- ・ ふるい下米は、必ずしもその旨の表示が付されて流通しているわけではなく、かつ、それを原料として用いているか否かと使用率を目視で判断することは不可能であるので、ふるい下米使用の場合にその旨及び使用率の表示を義務化したとしても、その実効性確保は極めて困難である。(事業者団体)

### 【食味はふるい目の差の問題だけではない】

- ・ 米は品種により粒形が異なり、産地によってもふるい目の設定が異なっています。また、産年により状況が違ってきます。精米段階での精選だけで議論できる問題ではないと考えられます。米の食味はふるい目の差でそれほど大きく変化するものではないし、様々な嗜好に対応する価格の精米を供給できることは、消費者の購入選択の幅が広がることになります。(事業者団体)

## 「砕粒」に関する意見

### 【砕粒は全ての精米に発生するので含有率の表示は困難】

- ・ 砕米については、品質管理で自主基準5%と設けてやっているが、玄米から製品になる過程において2~3%は入ってしまう。(事業者)
- ・ 全袋検査は無理なので、代表サンプルの数値を提示することになってしまう。(事業者)
- ・ 全個検査は不可能。サンプル品の数値を使用するしかないが、運搬等で割れてしまうことも考えられることから、商品からサンプルの数値以上のものが検出さ

れる可能性があり心配。そもそも工業製品ではないので、△%ごとに表示するのは難しい。事業者が実施できるものでないと意味がない。(事業者)

- ・ 砕米の含有率を表示させるのではなく、「低品位米」という表示でもよいのではないか。(事業者)

#### 【基準をつくと上限まで入れる業者が増える】

- ・ 表示の義務化をすることによって、その数字上限まで加えてもよいとの「お墨付き」を与えることになって、かえって砕粒などを混入する業者が増えるのではないか。実際に管理していれば、5%などと高い数値にはならないし、精米の砕粒が10%となる場合は、中米用などを混ぜているのではないか。(事業者)

#### 【消費者が観察すればわかるので表示はいらぬ】

- ・ 精米は袋が透明になっており、消費者が内容を観察し価格と照らし自ら判断し購入することが可能になっています。(事業者団体)

### (4) 食品表示部会での議論

#### 《肯定的意見》

##### 【義務的な表示が必要】

- ・ ふるい下米の問題については表示の義務化が必要だろうと思う。
- ・ 韓国のように米の基準を作るとか、玄米の等級が白米になるとわからなくなる矛盾を解消するなど、消費者の目線から見てどういう米かということがわかるような仕組みを構築する必要がある。

##### 【一定の基準を超えた場合に表示を行う】

- ・ 砕粒については表示を進めていくことでよいが、ふるいのサイズを規定していくことを基準の中に位置づけるとか、ガイドラインの砕粒8%という数字をより上位なところに位置づけるということもできるのではないか。

##### 【表示は行うが表示以外の基準も必要】

- ・ 砕粒が10%超えると食味に影響するということがあるのであれば、表示だけで済ませるのか、あるいは一般消費者が買う際の基準を作るのか。表示だけというよりも食味との関係で考えた方がいいのではないか。

### (5) 論点

#### ① 検討すべき表示の対象について

「ふるい下米」を表示対象とする場合には、「ふるい下米」がどの程度一般消費者向けの玄米及び精米に使用されているか、使用量が商品の品質に影響するかなども検討する必要がある。これらの課題を解決するには、まずは、各関係者間において「ふるい下米」の定義について検討する必要があるが、販売戦略、品種、地域でふるい目幅が違う状況では、「ふるい下米」を定義し、その使用及び割合表

示を義務化することは、難しいと考える。

一方、「ふるい下米」を使用した製品には、「砕粒」の割合が増えると考えられることから、精米の品質基準として明確な定義がある「砕粒」を対象とすることとしてはどうか。

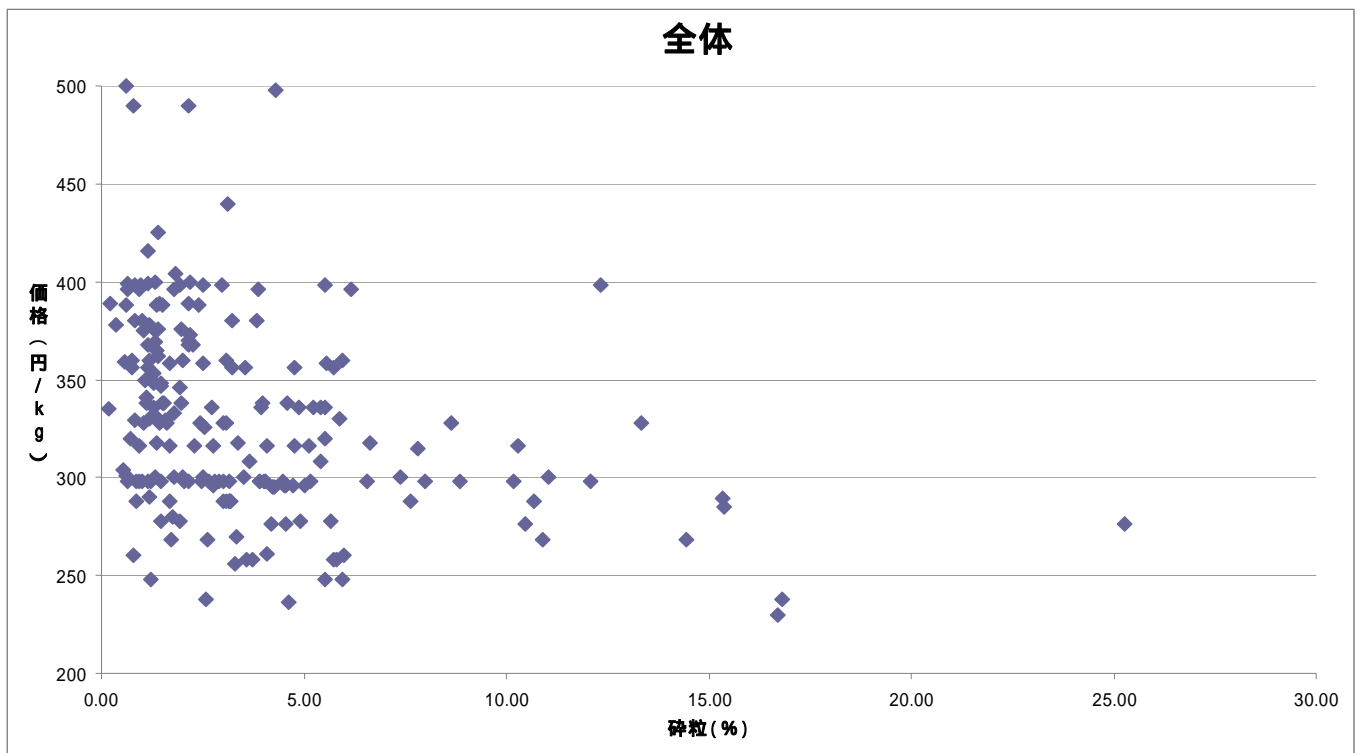
「砕粒」は、食味に影響するものであるが、価格からその割合を判断できない実態にあったため、一定以上含まれる場合に、その旨を表示することは消費者の選択に必要な情報になると考えられるのではないか。

② 「砕粒」が一定以上含まれる場合の基準をどのように設定すべきか

「砕粒」の表示を行なう場合には、基準に沿っているかを確認する必要があるが、全ての米袋について確認を行なうことは困難であり、事業者が現実的に対応可能な手法についても考慮する必要がある。このため、「砕粒」が一定以上含まれている場合に、その旨を表示させることとしてはどうか。

また、「表示の義務化をすることによって、その数字上限まで加えてもよいとの「お墨付き」を与えることになって、かえって砕粒などを混入する業者が増えるのではないか。」という意見もある。この点についてどのように考えるべきか。

## ○砕粒と価格の関連について



価格は300～400円/kgが中心で、同じ価格でも砕粒の含有率に差がある。

### 全体200点

複数原料米(銘柄表示あり)66点

複数原料米(銘柄表示なし)83点

単一原料米 51点

## 2 農産物検査の証明によらない品種・産年の表示に関する論点について

国民の主食として重要な農産物である米穀については、米穀の産地、品種及び産年に関する情報が消費者の商品選択に資するものであり、消費者への販売に当たっては、特に当該情報に係る信頼を確保する必要がある。

このことから、現在は、農産物検査法第13条の規定による証明等がある場合に限り、品種及び産年を表示できることとしている。

平成22年6月に閣議決定された規制・制度改革に係る対処方針では、「米の年産・品種について、農産物検査法に基づく検査証明書以外の方法により証明を行うことができれば、表示を可能とするよう、消費者などの意見を広く聴きつつ、検討を行い、結論を得る。」とされており、玄米及び精米品質表示基準における品種・産年の表示を可能とする条件を検討することとした。

### (1) ヒアリング実態調査での意見

#### 《肯定的意見》

##### 【農産物検査の証明を基本に拡大】

- ・ 農産物検査に代わる第三者機関の証明についてはどこでも構わないが、しっかりした担保が取れないと困る。(事業者)
- ・ 農産物検査法に基づく表示が基本となるが、第三者の証明が可能であればそれでも構わない。(担保があれば農産物検査法にこだわらない)(事業者)
- ・ 伝票等に記載されている産地・産年・品種などの情報のみを信じるのは不安がある。やはり紙袋やフレコンを一目見てわかる情報が必要。(事業者)
- ・ 農産物検査法に基づく証明と同等となり得る公的機関等による証明を受けた場合に限り認めていくべきであると考えます。産地や産年についても、現在、科学的な判別技術の開発がかなり進んでおり、今後、それを根拠として表示を認めることについて、早急に検討していくべきであると考えます。(登録検査機関)

##### 【農産物検査の証明にかかわらない拡大】

- ・ 農産物検査により証明された「玄米」は、精米すると検査が失効し、農産物検査法に基づく表示はできません。3点セット表示が失効した証明を根拠にすることは不相当と考えます。(消費者団体)
- ・ 現行農産物検査は目視検査のため「産地」「品種」「産年」の識別が検査員には不可能であるにもかかわらず、生産者の申告どおりに記載を認めるだけであり、表示の根拠として弱い。(消費者団体)

#### 《否定的意見》

##### 【農産物検査の証明以外は根拠としない】

- ・ 米は伝票等の情報だけでは不安。やはり農産物検査の検査証明が必要である。(事業者)

- ・ 農産物検査法以外は考えられない。農産物検査法の等級により米の値段が決められる。これがなくなると仕入れ時の品質を確認することができなくなり混乱する。(事業者)
- ・ まじめに米を栽培している生産者は、高く売るために調整し農産物検査を受検されている。出所がはっきりしている米は、購入する方も安心である。(事業者)
- ・ 産地、産年及び品種の表示根拠を取引当事者の申告のみに委ねることは、次のような米穀とその流通の特性から、不正な表示を拡大させ、米穀の品質表示全体に対する消費者の信頼を損ねる事態となるので、反対である。  
(事業者団体)
  - ① 米穀は全国で生産され、かつ、年間を通して流通する中で、取引当事者が産地、産年及び品種の違いを目視のみで判定することは極めて困難である。
  - ② 産地、産年又は品種の違いによる取引価格の格差が一般の農産物に比べ大きい。米の商品特性として、外見だけで産地や品種、産年の違いを流通業者や消費者自身が判別することは不可能である。
- ・ 長期在庫が可能で、現物確認が難しいため、米の商取引では検査証明(産地、品種、産年、等級)を担保とする信用取引となっており、川上段階での農産物検査による証明が、消費者利益および流通全体の秩序を守る役割を果たしている。(事業者団体)
- ・ 未検査米での品種・産年表示については、現実的に虚偽を見抜く合理的な仕組みの構築が難しく、農産物検査による客観的証明がない中では不適正流通を取締る仕組みが担保されず、農産物検査にもとづかない表示の義務化は適切ではない。  
(事業者団体)
- ・ 品種銘柄及び産年については消費者保護という観点から従来どおり農産物検査に基づく検査証明を担保にされたい。(事業者団体)

## (2) 食品表示部会での議論

### 《肯定的意見》

#### 【農産物検査の証明を根拠としない】

- ・ 農産物検査は生産者の申告どおりの目視検査で、表示の根拠として弱い。米トレーサビリティ法やDNA検査のキットなど簡易なものもできていると聞いており、農産物検査について抜本的に考え直すべき。

#### 【農産物検査自体の検討も必要】

- ・ 農産物検査そのものもどのようにしていくのかあわせて議論すべき。どういうものを表示しなければいけないかということを考える上で、農産物検査法との関係はどうするのかということも当然考える必要があるので、その点も論点に加えたらどうか。

#### 【米トレーサビリティ法の活用】

- ・ 消費者の選択権が確保できるようトレーサビリティ法の充実が非常に重要。



- ・ 今の農産物検査法の仕組みよりも、今度施行された米トレーサビリティ法をもっと厳格に運用していくことの中で、より消費者にもわかりやすい仕組みができてくるのではないか。
- ・ 品種・産年表示については米トレーサビリティ法を拡充していけばよいのでは。

### 《否定的意見》

#### 【農産物検査の証明以外に根拠になるものがない】

- ・ 米の流通は多段階であることから、産地・品種・産年は、川上で確認することが基本である。農産物検査にこだわるつもりはないが、それに代わる手法が現状見当たらない。
- ・ 表示のことに関しては検査、検証が非常に重要と考える。
- ・ 生産者の立場から考えると、米の栽培・販売は信用取引であり、米トレーサビリティ法の根拠も自主申告である。それを信用できないなら栽培・販売できなくなる。

### (3) 論点

「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（米トレーサビリティ法）」では、産地情報の伝達を義務としているが、品種・産年については義務としていない。これは、事故米事件において、米製品全般にわたる消費者の信頼を回復するための不可欠な措置として産地情報の伝達を義務化したものであり、品種・産年には同様な事情はないとの判断であったためとされている。

このため、産地・品種・産年に関する情報伝達については、JAS法の表示基準の中で検討すべきであると考えます。

現行の原料玄米の品種・産年の根拠としている農産物検査の証明は、取引当事者間の申告ではなく、第三者機関が実施している証明である。これに代わる第三者機関が実施する証明については、現状見当たらないという意見がある。

このことから、品種・産年を表示するに当たっては、情報の信頼を確保することが重要であるが、他にどのような方法があり得るのか、具体的に検討していく必要があるのではないかと考えます。

### 3 複数原料米の都道府県名等産地・品種・産年の表示に関する論点について

現行の品質表示基準では、農産物検査等の証明を受けた玄米の産地・品種・産年が同一の場合に限り、単一原料米として、その表示を義務化している。

平成22年10月のパブリックコメントにおける意見として、複数原料米についても、消費者の商品選択の機会を増やすため、原料玄米の都道府県名等産地・品種・産年とその原料玄米の使用割合を表示すべきとの意見があった。

このため、複数原料米の産地・品種・産年を検討することとした。

#### (1) ヒアリング実態調査での意見

##### 《肯定的意見》

##### 【都道府県等産地・品種・産年の表示をすべき】

- ・ 複数原料米については表示制度の信頼性を担保できない以下の重大な問題があります。(消費者団体)
  - ① 原料米の確認が困難です。「複数原料米・国内産・10割」との簡略表示が許されていることにより、国内産であれば古米、古古米、ふるい下米、餌米、加工用米、米粉用米を混入しても無表示で良く、違法にならないのは不合理です。
  - ② 割合表示が正しいかを確認する方法が現行制度にはありません。
- ・ 放射能問題に鑑み、都道府県等産地だけでなく、地域の産地名の記載が必要である。(消費者団体)
- ・ 産地、品種、産年の情報は、消費者が商品を選択する際の判断材料となるものであり、全ての商品に可能な限り表示すべきと考える。検査米と未検査米の表記も希望する。(消費者団体)
- ・ 複数原料米については、上位の産地表示を希望する。(消費者団体)

##### 《否定的意見》

##### 【容器包装の切替えや事前準備ができず問題】

- ・ 原料玄米の産地の切替えによる、包材の煩雑化。(事業者)
- ・ 頻繁に原料が変わるものがあるためコスト的に問題がある。(事業者)
- ・ 複数原料米の産地は2～3ヶ月で原料が変わるので、都道府県名を表示することは不可能である。できるとすれば、HP掲載なら可能だが、そのために人員が必要であるし、店頭での売れ具合によりどの段階でHPを更新するのが難しい。(事業者)
- ・ 複数原料米の産地表示については、あらかじめ、商品企画によって産地毎の使用割合が決まっているものであれば問題ないが、実態として仕入状況により原料玄米が都度変わることや、工場内で発生する余剰米あるいは端量米を使用して製造する状況もあることから、事前に包材を準備することは難しい実態にある。ま

た、生産工程管理上、どの米をどれだけ使用したか管理できたとしても、現在の包装機にはそれを印字できる機能がない（通常の包装機は産年と精米年月日のみ印字が可能）。（事業者団体）

**【複数原料米への表示義務化は必ずしも消費者の利益にならない】**

- ・ 複数原料米等で産地、産年又は品種を敢えて表示しないのは、
  - ① 産地、産年又は品種に頼らずに、自社のブランド力、商品そのものの価格・品質を訴求する場合、
  - ② 商品の価格・品質・食味を一定に保つ上で原料構成を変更する公算が大きい場合が一般的である。

産地、産年及び品種の表示義務化は、こうした企業の商品政策の自由度を狭めることとなり、必ずしも消費者の利益につながるとはいえないので、反対である。

なお、産地、品種及び産年を表示しない商品は、販売される米穀商品の極一部にすぎず、このことによって消費者の商品選択の幅を著しく狭めているとは必ずしもいえない。（事業者団体）

**(2) 食品表示部会での議論**

**《肯定的意見》**

**【都道府県名等産地・品種・産年の表示をすべき】**

- ・ 農産物検査の有無にかかわらず、産地・産年・品種の表示を行った方がいい。
- ・ すべての米穀の3点セットを米トレーサビリティ法に基づいて一元表示できるような仕組みといったものが望ましいのではないかと思います。

**(3) 論点**

現行の「玄米及び精米品質表示基準」において、複数原料米の場合、農産物検査の証明を受けていない玄米については、品種・産年表示について表示禁止事項として規定されており、農産物検査の証明を受けた玄米についても任意に記載することとされている。

単一原料米については、産地・品種・産年の表示が義務付けられており、複数原料米についても、任意の表示が可能であることにより、産地・品種・産年を確認して米を購入したいという消費者のニーズにある程度対応できる状況になっていると思われる。このような状況を踏まえ、複数原料米について表示を義務付けることなど、更なる情報提供の推進についてどのように考えるべきか。

なお、複数原料米に都道府県等産地・品種・産年を表示義務化するに当たっては、事業者からは、容器包装の切り替えが煩雑になる等慎重な意見が多数あり、また、多数の品種が存在する中、全ての品種を義務表示することについてはその検証が不可欠であると考えられる。